

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年9月9日提出

亀岡市長 粟山正隆

専決第5号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年6月25日

亀岡市長 票山正隆

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成25年6月25日専決

亀岡市長 粟山正隆

記

1 損害賠償の額 26,250円

2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 36歳男性

3 事故の概要

平成25年5月12日午後1時25分頃、相手方所有の自動車が市道保津宇津根並河線を走行中、舗装路面に陥没があり、前輪がはまり、タイヤ等を損傷した。

損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 26, 250円

2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 36歳男性

3 事故の概要

平成25年5月12日午後1時25分頃、相手方所有の自動車が市道保津宇津根並河線を走行中、舗装路面に陥没があり、前輪がはまり、タイヤ等を損傷した。